

四日市市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第25号

四日市市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

四日市市特別工業地区建築条例（昭和49年四日市市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） 1 （略） 2 劇場、映画館、 <u>演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</u> 3 キャバレーその他 <u>これに類するもの</u>	別表第1（第3条関係） 1 （略） 2 劇場、映画館、 <u>演芸場又は観覧場</u> 3 キャバレー、 <u>ダンスホール</u> その他 <u>これらに類するもの</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第2項の改正は、平成28年6月23日から施行する。

（都市整備部建築指導課）